

各道府県私立学校事務主管課長 殿

東京都生活文化局私学部
企画担当課長 上坂 慎
(公印省略)

東京都私立高等学校等奨学給付金等の周知について（依頼）

平素から、東京都の私学行政につきまして、格別の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

東京都では、私立高等学校等における教育に係る経済的負担を軽減するため、都内に保護者が在住する私立高等学校等に在学する生徒を対象として、私立高等学校等奨学給付金を支給しております。

また、私立高等学校等への修学に係る都民の授業料負担を軽減するための助成制度として、授業料軽減助成金を実施しています。本制度は、生徒及び保護者が都内に在住し、都外の私立高等学校等に通学する場合や、生徒が学校の指定する寮などに入り、都内から都外に移り住んだ場合についても、補助の対象としています。

制度概要や申請手続等については、受給申請事務を行う東京都私学財団のホームページに掲載するとともに、各道府県に掲載内容をお知らせすることにより、都認可校以外の高校等に通う私立高校生等に対して周知を図りたいと考えております。

つきましては、貴課所管の私立高等学校等に、都内に保護者が在住する生徒が在学しておられる場合は、本通知を私立高等学校等に配布頂くなどの方法により制度周知にご協力いただけますようお願いいたします。

【令和2年度における制度の主な変更点】

○授業料軽減助成金

- ・助成対象の拡大（対象世帯年収目安約760万円から910万円に拡大、23歳未満の扶養する子が3人以上いる多子世帯は所得制限を上回った場合でも授業料の範囲内で一定額を給付）

○奨学給付金

- ・助成対象の拡大（令和2年1月1日以降に家計が急変し、保護者等全員の家計急変発生後1年間の収入が、住民税「非課税」に相当すると見込まれる世帯を新たに助成対象とする）

詳しくは下記ホームページにて随時ご案内いたします。

【制度について】

<https://www.shigaku-tokyo.or.jp/school/faq.html>

※（公財）東京都私学財団ホームページ

【お問い合わせ先】

東京都生活文化局私学部私学振興課
保護者負担軽減担当 太田、大森
電話：03-5320-7708 03-5388-3181